

迷惑行為の防止について

当院は、安全で質の高い医療の提供と患者さんと職員の安全を守る為に、次のような迷惑行為があった場合は、診察をお断りし、退院・退去していただくことがあります。また、警察への相談、情報提供又は通報を行う場合があります。

最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

- 大声や奇声、暴言、威嚇的・脅迫的言動により他の病院利用者や職員に迷惑を及ぼすこと
- 暴力、傷害等の行為により他の病院利用者や職員に危害を及ぼし、又はそのおそれを生じさせること
- セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等により他の病院利用者や職員に迷惑を及ぼすこと
- 窃盗・詐欺等により他の病院利用者や職員に迷惑を及ぼすこと
- 職員に対して文書作成や面談、電話対応等を強要すること
- 対応し難い要求の繰返し又は長時間の面談・電話等により病院の業務を妨害すること
- 正当な理由なく敷地内に立ち入り、又は長時間留まること
- 病院の許可のない写真・ビデオ等の撮影・録音をすること
- 正当な理由なく治療や検査を拒否するなど、治療に著しく非協力的であること
- 入院患者の面会時間や衣服その他の所持品の授受等に関する病院の指示を遵守しないこと
- 敷地内において刃物・爆発物その他危険物を持ち込み、又は所持すること
- 敷地内において喫煙又は飲酒をすること
- 敷地内において病院の許可なく他の病院利用者や職員に対しての営業行為をすること
- 敷地内の建物・工作物・設備・機器等を破壊、損傷、汚染し、又は病院の許可なく使用、移動すること
- その他病院利用者や職員に迷惑を及ぼし、又は病院の診療その他の業務や敷地内の秩序を妨害すること

西部医療センター 病院長